

1-2 子ども家庭総合支援拠点について

- 概要：子ども等に関する実情の把握、情報の提供、相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う市区町村における拠点
- 対象：すべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む）及び妊産婦

	国の規定・目標等	堺市の状況・目標等
実施主体	市区町村（一部を社会福祉法人、児家センに委託可能）	各区子育て支援課
設置目標	2022年度までに全市町村（児童虐待防止対策強化プラン）	2022年度までに設置
業務内容	<p>（1）子ども家庭支援全般に係る業務</p> <p>①子どもとその家庭及び妊産婦に関する実情の把握</p> <p>②地域の子育て支援の社会資源・サービスの情報提供</p> <p>③相談対応・総合調整 一般家庭（健全域） 要支援児童・特定妊婦、要保護児童</p>	<p>①各相談業務において対応</p> <p>②主に子育て支援コーディネーターが担う（利用者支援事業）</p> <p>③・一般家庭：各相談業務において対応 ・要支援児童（未就園の乳幼児）・特定妊婦：保健センターが主に担い、要支援ケース連絡会で子育て支援課と情報共有・支援の協働 ・要保護児童：主に家庭児童相談員が担う</p>
	<p>（2）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援業務 児童虐待の相談・通告の受付から調査、アセスメント、支援計画の作成、継続的な支援及び指導</p>	<p>通告受理機関として、家庭児童相談員が中心となって、係長・課長補佐・課長等と協働して組織的に対応</p>
	<p>（3）関係機関との連絡調整</p> <p>①要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の活用</p> <p>②児童相談所との連携、協働</p> <p>③他関係機関、地域における各種協議会等との連携</p>	<p>①虐待ケース連絡会や個別ケースカンファレンスを実施</p> <p>②通告時の緊急対応依頼、要対協の調整担当としての連携 等々</p> <p>③保健福祉総合センター（保健センター、生活援護課）内の連携、民生委員、児童委員、学校園、こども園、児童養護施設等との連携</p>
	<p>（4）その他の必要な支援</p> <p>①一時保護、施設入所等の措置解除後の支援</p> <p>②里親、養子縁組家庭への支援</p> <p>③非行相談への対応</p>	<p>①要対協に登録して、関係機関と連携して支援</p> <p>②子ども相談所、里親支援機関等において相談・支援</p> <p>③家庭児童相談員が非行相談の対応</p>

設置基準	設備	相談室、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備 (既存の設備、既存のサービス提供機関の機能を活用可)	各区の子育て支援課の事務室、子育てひろば等	
	職員の配置等	○資格 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、看護師 社会福祉主事+実務経験 等	○資格 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、社会福祉主事+ 実務経験 等	
○配置基準		○配置基準		
		子ども家庭 支援員	心理担当 支援員	虐待対応専門員 一般 上乗せ
小規模A型		常時2名 ^{※1}		児童虐待対 応件数に応 じて算定
小規模B型		常時2名 ^{※1}	常時1名 ^{※2}	
小規模C型		常時2名 ^{※1}	常時2名 ^{※2}	
中規模型	常時3名 ^{※1}	常時1名 ^{※2} 常時2名 ^{※2}		
大規模型	常時5名 ^{※1}	常時2名 ^{※2} 常時4名 ^{※2}		
※1 1名は非常勤可		※2 非常勤可		
		子ども家庭支援員	虐待対応専門員 一般 上乗せ	
小規模A型	常時2名 ^{※1}		1名~4名	
小規模B型	常時2名 ^{※1}	常時1名 ^{※2}		
小規模C型	常時2名 ^{※1}	常時2名 ^{※2}		
○配置状況		○配置状況		
		子ども家庭支援員	虐待対応専門員	
		各区に 非常勤保育士等2名(専任) 非常勤保健師1名(専任) 係長・課長補佐・課長(兼務)	各区に 非常勤家児相3~4名(ほぼ専任) 常勤家児相0~1名(ほぼ専任) 係長・課長補佐・課長(兼務)	
		配置基準(資格・常勤1名)を満 たしていない	配置基準(職員数・常勤1名)を 満たしていない	

○ 堺市の考え・方向性等

- ・ 現行の各区子育て支援課(相談支援係が相当)が、子ども家庭総合支援拠点の業務内容を担っている。
- ・ 各区子育て支援課の子ども家庭支援員及び虐待対応専門員の配置基準を満たすように、人材確保に努めていく。

○ 具体的な取組

- ・ 配置基準を満たすため、計画的に家庭児童相談員等の増員を行うとともに、勤務時間、勤務シフトの変更を図る。
- ・ 現在、要対協の実務者会議の虐待ケース連絡会に含まれている、比較的风险は高くないが継続的な支援が必要な児童等について、新たに要支援児童ケース連絡会(未就園の乳幼児以外)を設置し、進捗管理の方法やケース連絡会の開催回数等の見直しを行い、虐待のリスクに応じた支援を行う。